

電気事業法施行規則及び発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令 新旧対照条文
 電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）
 （傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（一般用電気工作物の範囲） 第四十八条（略） 2・3（略） 4 法第三十八条第二項の経済産業省令で定める発電用の電気工作物は、次のとおりとする。ただし、次の各号に定める設備であつて、同一の構内に設置する次の各号に定める他の設備と電氣的に接続され、それらの設備の出力の合計が二十キロワット以上となるものを除く。</p> <p>一～四（略） 五 燃料電池発電設備（固体高分子型又は固体酸化物型のものであつて、燃料・改質系統設備の最高使用圧力が〇・一メガパスカル（液体燃料を通ずる部分にあつては、一・〇メガパスカル）未満のものに限る。）であつて出力十キロワット未満のもの</p> <p>第八十一条 法第五十二条第一項の経済産業省令で定める格納容器等に属する機械又は器具は、次のとおりとする。</p> <p>一・二（略） 三 原子炉冷却系統設備、計測制御系統設備、放射線管理設備又は</p>	<p>（一般用電気工作物の範囲） 第四十八条（略） 2・3（略） 4 法第三十八条第二項の経済産業省令で定める発電用の電気工作物は、次のとおりとする。ただし、次の各号に定める設備であつて、同一の構内に設置する次の各号に定める他の設備と電氣的に接続され、それらの設備の出力の合計が二十キロワット以上となるものを除く。</p> <p>一～四（略） 五 燃料電池発電設備（固体高分子型のものであつて、燃料・改質系統設備の最高使用圧力が〇・一メガパスカル（液体燃料を通ずる部分にあつては、一・〇メガパスカル）未満のものに限る。）であつて出力十キロワット未満のもの</p> <p>第八十一条 法第五十二条第一項の経済産業省令で定める格納容器等に属する機械又は器具は、次のとおりとする。</p> <p>一・二（略） 三 原子炉冷却系統設備、計測制御系統設備又は放射線管理設備に</p>

原子炉格納施設のうち原子炉格納容器スプレイ設備若しくは可燃性ガス濃度制御設備に属する管であつて、非常時に安全装置として使用されるもの（前号に規定する部分を除く。）

四（略）

第八十三条 法第五十二条第一項ただし書の経済産業省令で定める場合は、次のとおりとする。

一（略）

二（略）

イ（略）

ロ 発電所の原動力設備に属する工作物（一般高压ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第二条第一号、第二号又は第四号に規定するガスを内包する液化ガス設備に係るものに限る。）であつて、高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五十六条の三の特定設備検査に合格し、又は同法第五十六条の六の十四第二項の規定若しくは第五十六条の六の二十二第二項において準用する第五十六条の六の十四第二項の規定による特定設備基準適合証の交付を受けたもの

三（略）

（定期安全管理検査）

第九十四条 法第五十五条第一項の経済産業省令で定める電気工作物は、次に掲げるものとする。ただし、非常用予備発電装置に属する

属する管であつて、非常時に安全装置として使用されるもの（前号に規定する部分を除く。）

四（略）

第八十三条 法第五十二条第一項ただし書の経済産業省令で定める場合は、次のとおりとする。

一（略）

二（略）

イ（略）

ロ 発電所の原動力設備に属する工作物（一般高压ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第二条第一号、第二号又は第四号に規定するガスを内包する液化ガス設備に係るものに限る。）であつて、高压ガス保安法第五十六条の三の特定設備検査に合格し、又は同法第五十六条の六の十四第二項の規定若しくは第五十六条の六の二十二第二項において準用する第五十六条の六の十四第二項の規定による特定設備基準適合証の交付を受けたもの

三（略）

（定期安全管理検査）

第九十四条 法第五十五条第一項の経済産業省令で定める電気工作物は、次に掲げるものとする。ただし、非常用予備発電装置に属する

ものを除く。

一～五 (略)

六 液化ガス設備（液化ガス用燃料設備以外の液化ガス設備にあつては、高圧ガス保安法第五條第一項及び第二項並びに第二十四條の二に規定する事業所に該当する火力発電所の原動力設備に係るものに限る。）

七・八 (略)

2 (略)

様式第56 (第84条関係)

溶接安全管理審査申請書

年 月 日

殿

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)



電気事業法第52条第3項の規定により次のとおり審査を受けたいので申請します。

審査を受けようとする組織の名称並びに <u>溶接事業者検査の時期及び場所</u>	
直近の溶接安全管理審査が終了した日以降溶接事業者検査を行うボイラ	

ものを除く。

一～五 (略)

六 液化ガス設備（液化ガス用燃料設備以外の液化ガス設備にあつては、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五條第一項及び第二項並びに第二十四條の二に規定する事業所に該当する火力発電所の原動力設備に係るものに限る。）

七・八 (略)

2 (略)

様式第56 (第84条関係)

溶接安全管理審査申請書

年 月 日

殿

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名)



電気事業法第52条第3項の規定により次のとおり審査を受けたいので申請します。

審査を受けようとする組織の名称及び <u>溶接事業者検査の場所</u>	
直近の溶接安全管理審査が終了した日以降溶接事業者検査を行うボイラ	

<p>一等又は格納容器等の概要</p>		<p>一等又は格納容器等の概要</p>	
<p><u>受けようとする溶接安全管理審査の方法</u></p>		<p><u>審査を受けようとする組織に係る溶接士の数</u></p>	
<p><u>審査希望年月日</u></p>		<p><u>審査を希望する年月日及び場所</u></p>	
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。 3 <u>受けようとする溶接安全管理審査の方法の欄には、電気事業法施行規則第83条の3に規定するいずれかの方法を記載すること。</u> 		<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。 	

○ 電気事業法施行規則及び発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令 新旧対照条文
 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十一号）
 （傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（燃料電池設備の構造等） 第三十一条（略）</p> <p>2 燃料電池設備が一般用電気工作物である場合には、<u>筐体（排出口を除く。）</u>及び<u>つまみ類</u>その他操作時に利用者の身体に接触する部品は、火傷のおそれがない温度とならなければならない。</p> <p>3（略）</p>	<p>（燃料電池設備の構造等） 第三十一条（略）</p> <p>2 燃料電池設備が一般用電気工作物である場合には、<u>つまみ類</u>その他操作時に利用者の身体に接触する部品は、火傷のおそれがない温度とならなければならない。</p> <p>3（略）</p>